

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則

平成20年3月3日

規則第1号

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(資格確認書、特定疾病療養受療証及び資格情報通知書の検認又は更新)

第2条 広域連合長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第18条第1項、第62条第8項の規定により資格確認書及び特定疾病療養受療証を検認又は更新をするときは、あらかじめその期日その他必要な事項を公告するものとする。

2 前項の規定は、省令第20条に規定する資格情報通知書について準用する。

(資格確認書等の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する資格確認書、資格情報通知書及び特定疾病療養受療証（以下「資格確認書等」という。）は、無効とする。

- (1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 資格確認書等を亡失又は損傷したとき。
- (3) 資格確認書等の検認又は更新を受けなかったとき。
- (4) 資格確認書等の有効期限を経過したとき。
- (5) 正当な理由がなく資格確認書等の記載事項に訂正又は追加をしたとき若しくは記載事項を削除したとき。

(後期高齢者医療被保険者受療証の交付)

第4条 広域連合長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の申請により後期高齢者医療被保険者受療証を交付するものとする。

- (1) 資格確認書の交付を申請している場合において、いまだその交付を受けていないとき又は資格確認書の再交付を申請している場合において、いまだその再交付を受けていないとき。

- (2) 資格確認書の記載事項を訂正するため又は資格確認書の検認若しくは更新のため資格確認書を広域連合に提出しているとき。

(葬祭費の支給の申請等)

第5条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書にその被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。ただし、公簿においてその事実を確認できるときは、その証する書類の添付を省略することができる。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(保険料の額の通知)

第6条 条例第14条に規定する保険料の額が定まったときの通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 当該年度分の保険料の賦課額
- (6) 保険料算定の基礎
- (7) その他広域連合長が必要と認める事項

- 2 前項に定める通知のうち特別徴収対象被保険者（法第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「準用介護保険法」という。以下この条において同じ。）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下この条において同じ。）について仮徴収（準用介護保険法第140条第1項又は第2項に規定する特別徴収をいう。以下この条において同じ。）の方法により保険料を徴収する場合の保険料の額が定まったときの通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日

- (4) 決定理由
- (5) 仮徴収額
- (6) その他広域連合長が必要と認める事項

3 条例第14条に規定する保険料の額が変更になったときの通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 当該年度分の保険料の賦課額
- (6) 変更前及び変更後の保険料算定の基礎
- (7) その他広域連合長が必要と認める事項

4 特別徴収対象被保険者について仮徴収の方法により保険料を徴収する場合の保険料の額が変更になったときの通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 変更前及び変更後の仮徴収額
- (6) その他広域連合長が必要と認める事項
(保険料徴収猶予の申請、取消し等)

第6条の2 条例第15条第2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の徴収猶予を決定したときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、却下したときは後期高齢者保険料徴収猶予決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予を取り消すことができる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となったとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の徴収猶予の取消しは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書によるものとする。

(保険料の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半焼、半壊、床上浸水と同等若しくはそれ以上の損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合 損害を受けた日以後6か月以内の条例第11条第1項の月割りをもって行う保険料（以下「月割保険料」という。）相当額（前年度から引き続き被保険者である者で前年度に6か月未満の月割保険料相当額の減免を受けた場合は、6から減免を受けた月数を控除した月割保険料相当額を限度とする。）を減免する。
- (2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至った場合 年間保険料額のうち給付制限を受ける日の属する月から給付制限を受けることがなくなった日の属する月の前月までの月割保険料相当額を減免する。ただし、給付制限を受ける日の属する月に給付制限を受けることがなくなった場合は、この限りでない。

2 条例第16条第2項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。ただし、前年の条例第12条第1項第1号に規定する当該世帯の合算額が1千万円以上の場合は、この限りでない。

- (1) 条例第16条第2項第1号に該当した場合 世帯主が死亡したことにより新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に賦課される保険料の額を控除して得た額を、12（当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。）で除して得た額に、第8条第1項に規定す

る申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

- (2) 条例第16条第2項第2号又は第3号に該当した場合 条例第16条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当することとなった日の属する年の当該被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する他の被保険者の合計所得金額の見込額（以下「見込合計所得金額」という。）が、減免を受けようとする年度の賦課期日現在における所得とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、当該見込合計所得金額を基に賦課した保険料の額を控除して得た額を、12（当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。）で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合で、広域連合長が必要と認める場合には、条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、別に定めるところによることができる。

（保険料減免の申請、取消し等）

第8条 条例第16条第3項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書を同条第1項に該当する者にあつては事由のやんだ日から60日以内に、同条第2項に該当する者にあつては減免を受けようとする月の末日までに広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ないと認める特別の理由があるときは、この限りでない。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の減免を決定したときは後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

- 3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の減免を取り消し、又は減免額を変更することができる。

- (1) 減免を受けた者の属する世帯の被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入の増加等により、減免が不要となったとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正の行為により減免を受けたとき。

(3) 減免を受けた後に、減免の対象となる条例第3条の規定による保険料の賦課額（以下「保険料額」という。）が変更されたとき。

(4) 減免を受けた後に、条例第11条第2項に該当し、保険料額が変更されたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、減免を取り消し、又は減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の減免の取消しは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書により、減免額の変更は、後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書によるものとする。

（公示送達の方法）

第9条 法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を神奈川県後期高齢者医療広域連合の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

（広域連合区域外に住所を変更する際の証明）

第10条 法第50条第2号の規定による障害の状態の認定を受けた被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条第6項の規定により認定を受けた被保険者又は法第99条第2項の被扶養者であった被保険者が、広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、それぞれに該当する旨の証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項若しくは第2項又は法第55条の2の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（資格喪失等の証明）

第11条 被保険者が令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失したときは、

広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書を交付することができる。

(負担区分等の証明)

第12条 被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項若しくは第2項又は法第55条の2の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

(保健事業)

第13条 条例第21条第1号に規定する健康診査は、別表第1の1に定める健診項目及び別表第1の2に定める追加項目とする。ただし、追加項目については、医師の判断に基づき選択的に実施するものとする。

2 条例第21条第2号に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年神奈川県指令市町第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が別表第1に定める健診項目を含む健康診査を行った場合における当該市町村への補助金交付事業
- (2) 被保険者の医療機関受診状況等に関する資料を作成し、関係市町村に提供する事業
- (3) 被保険者の健康の保持増進のための調査分析その他広域連合長が必要と認める事業

(食事療養標準負担額差額の支給の申請等)

第14条 省令第37条第2項の規定により食事療養標準負担額差額の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(生活療養標準負担額差額の支給の申請等)

第15条 省令第42条第2項の規定により生活療養標準負担額差額の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(療養費の支給の申請等)

第16条 省令第47条第1項の規定により療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療療養費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(特別療養費の支給の申請等)

第17条 省令第54条第1項の規定により特別療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療療養費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(移送費の支給の申請等)

第18条 省令第60条第1項の規定により移送費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療療養費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(高額療養費の支給の申請等)

第19条 省令第70条第1項の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(年間の高額療養費の支給の申請等)

第19条の2 省令第70条の2第1項及び省令第70条の3第1項の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、不支給を決定したときは後期高齢者医療給付不支給決定通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第20条 省令第71条の9第1項及び省令第71条の10第1項の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、不支給を決定したときは後期高齢者医療給付不支給決定通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(特別の事情に関する届出)

第21条 省令第16条及び第73条の規定により、令第4条に定める特別の事情がある者は、後期高齢者医療特別の事情に関する届書を広域連合長に提出しなければならない。

(様式)

第 2 2 条 法令及びこの規則の規定による書類その他後期高齢者医療の事務に必要な書類の様式は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(委任)

第 2 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 5 月 1 8 日規則第 8 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日規則第 1 2 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成 2 3 年 1 月 2 8 日規則第 1 号)

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 6 月 2 1 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 4 年 3 月 1 日規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成 2 4 年 6 月 1 9 日規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第3号様式の規定は、平成24年8月1日以後を有効期限とするものについて適用し、同日前を有効期限とするものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年8月26日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第12条により交付されている後期高齢者医療負担区分等証明書は、改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第12条の規定により交付されている後期高齢者医療負担区分等証明書とみなす。

附 則（平成26年3月10日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成26年11月25日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成27年3月24日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 27 年 12 月 10 日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 7 月 11 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている第 3 号様式は、平成 28 年 7 月 31 日まで使用することができる。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 30 年 7 月 31 日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 31 年 2 月 22 日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日規則第 3 号） この規則は、公布の日から施行し、令和元年 10 月 12 日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定により作成されている第 3 号様式は、令和 2 年 7 月 31 日まで使用することができる。

附 則（令和 2 年 7 月 9 日規則第 5 号） この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月３０日規則第３号）

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第１条（第８条第２項を削る改正規定を除く。）の規定、第４条中第８条第８号及び第９条の改正規定並びに第８条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和３年６月７日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年７月１日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年６月１０日規則第４号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和４年３月３１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和４年９月７日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年１０月１日規則第９号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和５年１月１日規則第１０号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和６年３月２８日規則第５号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月2日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年9月12日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和8年3月31日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の神奈川県後期高齢者医療に関する条例等施行規則第9条の規定は、前項ただし書で定める施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1の1（第13条関係）

項目番号	健診項目
1	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長及び体重の検査
4	BMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$
5	血圧の測定
6	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査
7	血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

別表第1の2（第13条関係）

項目番号	追加項目
1	貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）
2	心電図検査（12誘導心電図）
3	眼底検査
4	血清クレアチニン検査

別表第 2（第 2 2 条関係）

様式番号	様式の種類	関係条文等
第 1 号様式	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得 （変更・喪失）届書	省令第 8 条、第 2 5 条
第 2 号様式	後期高齢者医療被保険者資格取得（変更・喪失）届出 書	省令第 1 0 条、第 1 1 条、 第 1 2 条、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 3 条の 2、第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 6 条 第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条
第 3 号様式	後期高齢者医療資格情報のお知らせ	省令第 2 0 条
第 4 号様式	後期高齢者医療資格確認書等再交付申請書	省令第 1 7 条第 1 項、第 2 1 条、第 6 2 条第 8 項
第 5 号様式	後期高齢者医療被保険者受療証	第 4 条
第 6 号様式	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	省令第 3 2 条
第 7 号様式	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第 3 3 条第 2 項
第 8 号様式	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	省令第 3 3 条第 3 項
第 9 号様式	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	省令第 3 3 条第 3 項
第 1 0 号様式	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	省令第 3 3 条第 3 項
第 1 1 号様式	後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書	第 1 4 条、第 1 5 条
第 1 2 号様式	後期高齢者医療療養費支給申請書	第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条
第 1 3 号様式	後期高齢者医療特定疾病認定申請書	省令第 6 2 条第 1 項
第 1 4 号様式	後期高齢者医療資格確認書交付申請兼任意記載事項併 記申請書	省令第 1 6 条、第 6 2 条第 4 項、第 6 6 条の 2 第 2 項、第 6 7 条第 2 項

第 1 5 号様式	後期高齢者医療長期入院日数届書	平成 1 9 年厚生労働省告示 第 3 9 5 号
第 1 6 号様式 1 の 1	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	第 1 9 条
第 1 6 号様式 1 の 2	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	第 1 9 条
第 1 6 号様式 の 2	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書 交付申請書	第 2 0 条
第 1 6 号様式 の 3	高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額 証明書交付申請書	第 1 9 条の 2
第 1 7 号様式	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	第 5 条
第 1 8 号様式	削除	
第 1 9 号様式	削除	
第 2 0 号様式	削除	
第 2 1 号様式	削除	
第 2 2 号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書	第 6 条の 2
第 2 3 号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書	第 6 条の 2
第 2 4 号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書	第 6 条の 2
第 2 5 号様式	後期高齢者医療保険料減免申請書	第 8 条
第 2 6 号様式	後期高齢者医療保険料減免決定通知書	第 8 条
第 2 7 号様式	後期高齢者医療保険料減免却下通知書	第 8 条
第 2 8 号様式	後期高齢者医療保険料減免取消通知書	第 8 条
第 2 8 号様式 の 2	後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書	第 8 条

第 2 9 号様式	後期高齢者医療簡易申告書	条例第 1 7 条
第 3 0 号様式	高齢者の医療の確保に関する法律第 9 9 条第 2 項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書、高齢者の医療の確保に関する法律による障害認定証明書、高齢者の医療の確保に関する法律による特定疾病認定証明書	第 1 0 条
第 3 1 号様式	後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書	第 1 1 条
第 3 2 号様式	後期高齢者医療負担区分等証明書	第 1 2 条
第 3 3 号様式	後期高齢者医療給付支給決定通知書	第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条、
第 3 4 号様式	後期高齢者医療給付支給決定通知書	第 1 9 条
第 3 5 号様式	後期高齢者医療給付支給決定通知書	第 5 条、第 1 9 条の 2、第 2 0 条
第 3 6 号様式	後期高齢者医療給付支給申請却下通知書	第 5 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 1 9 条の 2、第 2 0 条
第 3 7 号様式	後期高齢者医療給付不支給決定通知書	第 1 9 条の 2、第 2 0 条
第 3 8 号様式	後期高齢者医療特別の事情に関する届書	第 2 1 条
第 3 9 号様式	後期高齢者医療被保険者資格情報証明書	省令第 1 9 条
第 4 0 号様式	後期高齢者医療被保険者資格情報証明書交付申請書	省令第 1 9 条